明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千百三十四号（中央アフリカ共和国に対する制裁に関する決議）に関する件（外務一二六）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一一八～一二四）　五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一二五～一二七）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一二八～一三〇）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
総合特別区域基本方針の一部変更について（内閣）　一六
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　一九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第百二十六号

平成二十六年一月二十八日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、中央アフリカ共和国に対する制裁措置の決定等を内容とする決議第二千百三十四号が全会一致で採択された。

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

二千十四年一月二十八日に国際連合安全保障理事会がその第七千百三回会合において採択した決議第二千百三十四号（二千十四年）

安全保障理事会は、

中央アフリカ共和国（ＣＡＲ）に関する従前の決議及び声明、特に決議第二千百二十一号（二千十三年）及び決議第二千百二十七号（二千十三年）を想起し、

中央アフリカ共和国の主権、独立、統一及び領土保全に対する強い支持を再確認し、不干渉、善隣及び地域協力の原則の重要性を想起し、

法と秩序の完全な崩壊、法の支配の欠如、宗教的な理由による対象を特定した殺人及び放火により特徴付けられる、中央アフリカ共和国の継続した治安状況の悪化に深い懸念を表明し、中央アフリカ共和国の不安定が中部アフリカ地域及びそれを越えて与える結果に対する重大な懸念を更に表明し、この関連で、国際社会が迅速に対応することの必要性を強調し、

中央アフリカ共和国における攻撃、特に二千十三年十二月五日以来バンギで発生している、一千人以上が死亡し数十万の人々が国内避難民となり、また、国全体でキリスト教徒とイスラム教徒のコミュニティの間での広範囲な暴力を引き起こした攻撃を非難し、

元セレカ分子及び民兵組織、特に「アンチ・バラカ」として知られるものにより、裁判によらない殺人、強制失踪、恣意的な逮捕及び拘禁、拷問、女性及び児童に対する性的暴力、強姦、児童の徴用及び使用並びに市民に対する攻撃及び礼拝所に対する攻撃に関するものを含む国際人道法に対する多重的かつ増大する違反並びに広範囲の人権侵害が行われていることを引き続き深く懸念し、

制御不可能な状況に陥る可能性、国際法上の重大な犯罪、特に戦争犯罪及び人道に対する罪、そして深刻な地域化の意味合いと共に、暴力と報復の連鎖が強まりそれが国家全体に宗教的及び民族的分断をもたらすことを危険な事態として受け止め、

キンバリープロセス認証制度による中央アフリカ共和国との原石ダイヤモンドの一時的な取引停止に留意し、ダイヤモンドの密輸及び野生生物の密猟を含むその他の天然資源の不法な開発は中央アフリカ共和国における不安定要因であることに懸念を表明し、暫定当局及び国家当局に対し、全ての可能な方法を通じてこれらの問題に対処することを奨励し、

モロッコ王国が平和構築委員会の中央アフリカ共和国別会合議長に選出されたことを歓迎し、関連する国連による及び地域的な努力を支援する関係者の注意を喚起し約束を持続させる委員会の役割を改めて表明し、

暫定当局が中央アフリカ共和国において文民を保護する主要な責任を有することを想起し、

中部アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＣＡＳ）が、チャド政府の主催で、二千十四年一月九日及び十日にンジャメナで開催された中央アフリカ共和国の政治的移行に関する議論の場に、中央アフリカ共和国から政府指導者、暫定国民評議会の構成員及び市民社会の代表を招集するために、活発な指導力を発揮したことを歓迎し、この関連の継続した努力を奨励し、

二千十四年一月十五日にルアンダで開催された大湖地域国際会議に参加した国家元首及び政府指導者による、大湖地域の平和、安全、安定及び開発の推進に関する首脳宣言に留意し、

アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション（ＭＩＳＣＡ）、その部隊提供国及び仏軍が決議第二千百二十七号の採択直後から文民を保護し治安状況の安定化を支援するために行動していることに対して深い謝意を表明し、部隊の配備を促進するために空輸を行ったパートナーに対して更に謝意を表明し、

宗教コミュニティ間の関係を沈静化させ暴力を防止することに努める上で、国内の宗教当局が国のレベルで果たす役割を歓迎し、地方のレベルでこれらの者の発言権を大きくする必要性に留意し、

ＢＩＮＵＣＡに対し、その任務を十分に遂行するために更なる財源と知見が与えられる緊急の必要性を強調し、